

占用公募

占用公募の必要性

港湾は、管理の仕組みやインフラが整っていることなどから、洋上風力発電施設の導入適地として有望視されています。洋上風力発電施設の導入にあたっては、事業者の公正かつ妥当な選定手続きを明確化するとともに、事業者による施設の維持管理等の確実な実施について、港湾管理者が確認する手続きを明確化し、安全を確保する必要があります。他方、洋上風力発電事業は、各種調査等による準備期間が必要となることや長期にわたる運転が想定されるなど、長期間にわたる事業となることが想定されます。このことから、準備期間中における円滑な資金調達など確実な事業実施に資するため、一定の責務を果たすことを前提に、準備期間を含めた長期間にわたる選定事業者の地位の明確化が必要です。

このような背景を踏まえ、港湾法が改正され、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、長期にわたり使用させる施設等の設置について、当該港湾区域内水域等の占用の許可申請を行うことができる者を公募により決定する制度（占用公募制度）が整備されました。この制度の活用により、適正な事業者の選定、選定事業者による施設の設置や維持管理等の確実な実施、並びに選定事業者の地位の明確化が図られ、再生可能エネルギー源の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設等の導入が一層円滑に進むこととなります。占用公募制度の対象となるのは、洋上風力発電施設のみならず、波力発電施設や資源の備蓄施設なども想定されます。

占用公募の流れ

占用公募は、次に示す流れで行われます。

①港湾管理者が公募占用指針を策定

公募の実施に際し、港湾管理者は、港湾法第37条の3の規定に基づき公募占用指針を策定し公示する必要があります。公募占用指針では、公募対象施設等の種類、占用の区域、占用の開始の時期、当該施設等の撤去に関する事項、公募占用計画の認定の有効期間（20年以内）、占用料の最低額、占用予定者を選定するための評価の基準等を定めることとされています。

②事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出

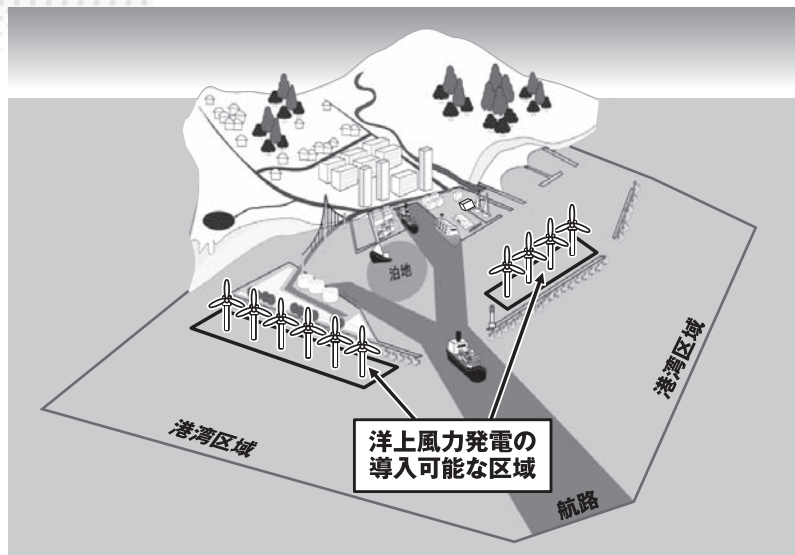
占用公募に参加する事業者は、港湾法第37条の4の規定に基づき、港湾管理者に対して、港湾区域内水域等の占用に関する計画（公募占用計画）を提出します。公募占用計画には、占用の目的、区域、期間、公募対象施設等の構造、工事实施の方法、工事の時期、当該施設等の維持管理の方法、当該施設等の撤去の方法、占用料の額、資金計画、収支計画等を記載しなければなりません。

③港湾管理者は、最も適切な計画の提出者を選定し、当該計画を認定

港湾管理者は、港湾法第37条の5の規定に基づき、事業者より提出された公募占用計画が、当該管理者の定めた公募占用指針に照らし適切であるかどうか等を審査し、公募占用指針に定められた基準に沿って、占用予定者を選定するための評価を行います。その評価に従い、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる事業者を占用予定者として選定し、港湾法第37条の6の規定に基づき、その公募占用計画を認定し公示します。

④事業者は占用の許可を申請し、港湾管理者は占用を許可

認定された公募占用計画を提出した事業者は、その公募占用計画に基づいて占用の許可を申請し、港湾法第37条の8の規定に基づき、港湾管理者は占用を許可します。なお、認定された公募占用計画を提出した事業者以外は、当該占用計画に基づく区域において港湾区域内水域等の占用の許可を申請することができなくなります。



洋上風力発電施設による港湾区域の占用イメージ